

令和 元年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 元年 9 月 3 日 (火)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 元年 9 月 1 7 日 (火) 1 4 時 0 0 分
閉 会	令和 元年 9 月 1 7 日 (火) 1 5 時 1 8 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 徳 永 正 弘 課 長 補 佐 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子

議 事 録

令和元年第 3 回定例会

[最終日]

令和元年 9 月 1 7 日 (火)

開 議	
議 長	皆さん、こんにちは。 本日の出席議員は、１４人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 （１４：００）
日程第１	
議 長	日程第１ 町長から、追加議案の提案理由の説明を求めます。 町長
町 長	こんにちは。 本日は、令和元年第３回筑前町定例会の最終日でございますが、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 議案第４５号、令和元年度筑前町一般会計補正予算（第６号）につきましては、補正額５億７,５０４万１,０００円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ１３０億６２０万４,０００円とするものです。 補正内容としましては、７月２１日豪雨の災害復旧事業を追加するものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議の上承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第３１号「筑前町消費税率及び地方消費税率の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の１４ページから１５ページにかけてです。 生涯学習館の会議室がそれぞれありますが、会議室Ａが入っていないんですが、Ａはどうなるのでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	失礼いたしました。 会議室Ａということですが、ここでは会議室１ということで、ここに記載をしている分、そのことだろうと思いますけど。
議 長	河内議員
河内委員	農林商工課の横に会議室ＡとＢがあるんです。 この会議室１、２、３は繋がっているところ、選挙の開票するところ、あと４と５も別にあります。６は保健館のほうにあるんで、ＡとＢ、今Ｂは赤ちゃんの駅になって使用できないんですが、Ａは貸し出ししているんですね。だからどうなるかお尋ねしました。
議 長	ここで暫時休憩したいと思います。 （１４：０５）
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１４：０７）
議 長	先ほどの河内議員の質問に対しまして、回答をよろしくお願いいたします。 財政課長
財政課長	大変失礼いたしました。 議員から質問がありました部分については、議案書の１５ページ、エントランスホールというところの下にですね、略ということで記載がありますが、会議室ＡとＢ

	ともですね、今回の見直しによって金額が変わらなかった。元々料金が低額でありますので、結果的に変わりませんでしたので、ここは略ということでですね、表の中に入っていないということで、AとBについては、今までどおりの金額ということになります。
議 長	他にございませんか。 質疑をこれで終わります。 これから、討論を行います。 まずは、原案に反対の発言を許します。 河内議員
河内議員	消費税は所得の低い人ほど負担が大きくなり、増税は貧困と格差をますます拡大させるものです。今の経済情勢の中、前回同様、延期ということもありえます。 増税もまだ確定されていない現状の中、令和2年4月1日施行の条例であり、時期尚早と考えます。 また、多くの町民の皆さんが利用している施設が、軒並み値上げされるようになっています。利用控えも懸念されます。行政努力によって、現行の使用料を維持すべきと考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 横山議員
横山議員	消費税の引き上げにより、公共施設の維持管理費に係るコストが増大します。 今回、見直しを行う使用料につきましては、施設を利用される方が一定期間、施設を占有する際の使用料であり、公共施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を考慮すべきであり、見直しは必要であると考えます。 よって、賛成とし、討論といたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第31号「筑前町消費税率及び地方消費税率の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、採決します。 議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第32号「筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第32号「筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。

	したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第4	
議長	日程第4 議案第33号「筑前町農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから議案第33号「筑前町農業集落排水事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第5	
議長	日程第5 議案第34号「筑前町下水道事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから議案第34号「筑前町下水道事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議長	日程第6 議案第35号「筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから議案第35号「筑前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。

	したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第 7	
議 長	日程第 7 議案第 3 6 号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第 3 6 号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 3 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第 8	
議 長	日程第 8 議案第 3 7 号「筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の 4 4 ページです。 先日の課長の説明では、改正で一般外も含むという説明がありました。 現行は、一般外はどういう形態で徴収していたのか、お尋ねします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 今、議員がおっしゃいました内容は、4 4 ページの一般家庭の分のということですよ。 今まではですね、一般家庭という表記をしておりましたけれども、一般家庭と一般家庭以外というものが存在をいたしております。 一般家庭が世帯割りで 1,160 円、一般家庭以外が 2,100 円というふうな数字でですね、現条例がございますので、一般家庭に限定するものではないということで、削除をお願いしたところでございます。 一般家庭以外と言いますのが、工場とかそういった事務所関係になります。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 河内議員
河内議員	それでは、一般家庭外は、今後、料金が下がるということですか。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 現条例が一般家庭という表記になっております。 よって、内容は、一般家庭と一般家庭以外を表記いたしておりますので、一般家庭を削除しまして、すべての料金を据え置くということでございます。以上です。
議 長	質疑は、他にございませんか。 質疑がないようです。これで終わります。 これから、討論を行います。

	(討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第３７号「筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第３７号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第９	
議 長	日程第９ 議案第３８号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第３８号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第３８号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第１０	
議 長	日程第１０ 議案第３９号「筑前町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の４８ページです。 先日の課長の説明では、料金は据え置きという説明があったと思うんですが、料金が改正案では上がっていますが、理由を教えてください。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 今おっしゃいました料金、実はここに表記してありますのは、料金と加入金でございます。 冒頭に出ておりますのが、加入金でございまして、加入金につきましては、ご説明申し上げたかと思えますけれども、水道給水の利用権の権利を得るものでございます。この権利を得るということは、メーターの設置費用と今後の維持管理費用関係はこの加入金で賄うということで、今まで消費税５％、８％と時によって変わってきましたけれども、その時々に合わせてその消費税に相当する額を負担をさせていただいた。そういった観点からですね、公平性をもって加入金については１０％をお願いをする。 ただし、使用料につきましては、ご承知のように県下でもちょっと高い位置に占めております。と含めまして、何らかの措置として、コストを低減しようということで、実は電気料金のコストの値下げ等々も実施をいたしておりますし、計画水量もです

	ね、減ずるような形で、県南のほうとの協議を進めさせていただいているところでございます。 そういった見通しを踏まえましてですね、水道料金については、今回、皆様方に負担を強いるべきではないだろうという判断で、据え置かせていただいたという経緯でございますので、申し訳ございませんが、加入金についてはですね、ご負担願いたいということを考えているところでございます。以上です。
議 長	他にございませんか。 河内議員
河内議員	すみません、今までは加入金については。消費税は取っていないかったということですか、それとも別に８%いただいていたということですか。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 長々とお説明しましたので、お分かりにくい点があったのかもしれませんが。 今までは消費税を含めた金額で、今現在は１３ミリメートルで６万４,８００円、これは消費税含んだ額ということでございます。よろしくお願いします。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第３９号「筑前町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決いたします。 議案第３９号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第１１	
議 長	日程第１１ 議案第４０号「筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第４０号「筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第４０号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第１２	
議 長	日程第１２ 議案第４１号「令和元年度筑前町一般会計補正予算（第５号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 寺原議員

寺原議員	歳出のところで、3款1項3目の15節工事請負費があります。隣保館屋外喫煙所設置工事というのが90万9,000円ということで計上されていますけれども、これは、隣保館のどの辺りですね、どのような形で設置をされる予定なのか。 それから、例えば、めくば一るところにもそういう喫煙所ができていますけれども、今後そういう施設にですね、町関係の施設に、どういうところに設置をされようというお考えがあるか、分かっている範囲でお答え願いたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 今回、隣保館の施設内に受動喫煙の防止対策を施した喫煙所を設置をする予算を計上いたしております。 このことにつきましては、本年7月1日からですね、受動喫煙防止対策を目的といたしまして法律が施行されておりますけど、本庁舎もそうでありまして、第1種施設と言われる施設内にですね、これが分類をされておりますけど、7月1日から原則敷地内禁煙というふうになっております。 現在、本庁舎、コスモスプラザについては、同じような施設を今、設置をしているところでございます。 隣保館につきましてもですね、その内容がまだまだ不明でありましたので、今年5月に国の説明を受けて、県が福岡県の説明会をしたということもございまして、この隣保館にもですね、そういった施設を設ける必要があるということでありまして、今回補正予算で計上させていただいたものでございます。 今後につきましてはですね、その他の公共施設等ありますけど、第1種施設と第2種施設というふうに分類がされておりますので、第2種施設と考えられる施設もですね、公共施設内にはありますので、そこをですね、元々、受動喫煙の防止に配慮する義務があるという大きな目的がありますので、今後、状況を見ながらですね、仮に第2種施設に分類されているものであってもですね、今後、対応していきたいというふうには考えております。 なお、第2種施設につきましては、来年の4月1日から、これは敷地内ではなくて、現在は本庁では既に屋内での喫煙というのはですね、やっている施設はありませんけど、第2種施設につきましては、来年の4月1日から、原則、屋内禁煙という、そういった流れになっております。以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	例えば、学校とかは今後どうなっていくのかなというふうに思います。 私、東小田小学校ですけども、役員をしまして、やっぱり敷地内がだめということで、道端でですね、今、吸っているような状況で、非常に見栄えも悪いし、通る人がどんなふうに思われるかなというふうなこともある。 学校が始まれば、当然、子どもたちもおりますので、その辺りが今後、どうなっていくのかなというふうに思ったんで、ちょっとお尋ねです。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 学校につきましてはですね、当然、第1種施設ということで、敷地内は原則禁煙。 ただし、第1種施設につきましては、原則、敷地内禁煙となっておりますけど、受動喫煙防止対策ですね、そういったことに配慮した喫煙所を設置をすればですね、その場所のみ喫煙ができると、法律ではそういう状況になっておりますけど、学校施設についてはですね、もうすべて敷地内は禁煙ということとさせていただいております。 今、議員が言われましたようなことはですね、当然、今後ですね、そういった問題

	も出てくる可能性もありますので、そこは学校現場とも協議をしながら、そういった何らかの対策が必要であればですね、協議をしながら、検討すべき点はしていく必要もあろうかというふうに思っております。
議 長	他にございませんか。 木村博文議員
木村博文議員	補正予算書の11ページ、2款1項34目地方創生費について、お尋ねいたします。 これは、工事請負費が観光イチゴ園の分だと思っております。これについてはまだ去年整備をされたばかりでですね、まだ一般開放は一度もしていないという段階であります。もう既に設備についての補正が入ってきているということですね、これは何の要因で設備が必要になったものか、当初の予算にこれは入れるべきではなかったものか、ちょっと最初が甘かったんじゃないかなと思うわけですが、その辺りをお尋ねいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 今回の工事請負費の内容につきましては、イチゴハウスの施設内に微細霧ミスト、そして排液量センサーシステム、この2つを取り付けるための工事費であります。 内容につきましては、昨年12月からですね、収穫とかが始まったわけですが、まだまだですね、今後の収穫増と品質向上ですね、これを図るために導入するものでございます。 システム内容につきましては、微細霧ミストというのはですね、そういったミストを噴霧することによりまして、施設内の平均気温を引き下げると、そういった施設でございます。 また、排液量センサーシステムにつきましては、水や液肥の供給量と排液量のバランス、こういったことを防ぐために排液量センサーシステムというものを導入するものでございます。 今回、イチゴハウスにこのシステムを導入することによりまして、生産農家ですね、町内の生産農家への普及を図るといったような目的で、今回導入をするというものでございます。
議 長	木村博文議員
木村博文議員	これは、しっかりと大きな予算で整備されたわけなんですね。今回もまたこの200万弱というですね、大きな数字が補正されてあるわけですが。 何らかの気象的な、例えば、整備された後に災害とか起こりましたですね。そういったことが原因において、当初は想定できなかった状態が出てきておりますと、そういうことによって、やはり、この設備はしなくてはならなかったとか言うのであればですね、まだ分かるんですけど。 去年整備したばかりで、当初、もう最初の計画の、今、財政課長、回答された内容であれば、最初の計画のときに、もう分かってたと思うんですね。 だから、甘かったんじゃないかと思っ、先ほども申し上げたけどですね、どうしてもこれは必要なものなんですか、お尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	担当課のほうからお答えいたします。 まず、当初予算に載せられなかったのかというご質問について、お答えいたします。 このイチゴにつきましては、皆様ご存じのとおり、昨年、約1反の作付けを行いました。これが5月連休頃まで収穫をしたところでございます。 それを受けまして最終的に、昨年の効果検証というのを行いました。その中で本町につきましては、約1反で5トン程度の収穫があったところではございますけれど、

	更なる収穫量を目指そうということで検討したところでございます。 先ほど財政課長が答弁をいたしましたように、このミストそれから排液センサーにつきましては、これは最先端技術でございます。今、各農家のほうではまだ設置されておりません。 ミストにつきましては、今、回答がありましたように、温度を下げるというのが1つございます。1つは、温度が高くなると自動的にハウスが開閉いたします。そうすると中の炭酸ガスが逃げて行ってしまうわけです。 それよりも温度を下げて炭酸ガスの濃度を上げる。そうすればより収量が向上するという実証実験もあっております。現在、キュウリ農家、それからトマトやバラ農家のほうでも品質向上が実証されておるところでございます。 これを思い切って、町のほうでリスクを負いながらもやって、町内のイチゴ農家のほうに普及をさせたいということで、今度の作付けに間に合うように補正をお願いしたところでございます。 また、排液量センサーシステムにつきましても、これも自動で水をやっておるわけでございますけれど、最終的に一番、流末ですね、流末にどうしても水が落ちます。これはイコール、かけ過ぎという言葉もございます。非常にイチゴが水っぽいと、おいしくないと、そういう意見もゼロではございません。その辺もデータとして取るためにも、ぜひ、こういう先進技術を採用させていただいて、今年のグランドオープンに間に合わせたいために、今度の9月の補正をお願いしたところでございます。以上です。
議 長	木村博文議員
木村博文議員	はい、分かりました。 しかし、今言われましたことをですね、例えば、今年1年そういうふうな新しいものが開発されて、これはすごいものだからというのは分かります。 やっぱりですね、ちょっと言い方は悪いですけど、最初ですね、必要最小限の低い予算で、そういうことはないでしょうけど、当初予算を通しとって、これは後から後から、追加、追加でこられるとですね、何だって話になるんですよ、やっぱりですね。 だから、そこはしっかりと、当初予算のときに、これからも最初からの計画でしっかりと総合的に計画していただいでですね、進めていただきたいと思うわけです。 今回200万弱の194万の金額ですけども、これから先もそういったことが出る予想はあるんですか。もう1回お願いします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 今回のミストそれから排液センサー、これを今年度の1つの最先端技術導入という形でさせていただいておりますので、基本的には、ないつもりでございますけど、現在、サウジアラビア情勢など非常におかしくなっておりまして、燃料費等のアップがあるかもしれませんが、そのときは、また、ご説明をさせていただきたいと思えます。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第41号「令和元年度筑前町一般会計補正予算（第5号）について」を、採決します。

	議案第４１号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第１３	
議 長	日程第１３ 議案第４２号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第４２号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について」を、採決します。 議案第４２号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第１４	
議 長	日程第１４ 議案第４３号「令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第４３号「令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」を、採決します。 議案第４３号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第１５	
議 長	日程第１５ 議案第４４号「令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第１号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第４４号「令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第１号）につい

	て」を、採決します。 議案第４４号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第１６	
議 長	日程第１６ 議案第４５号「令和元年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	それでは、追加議案書の２ページをお願いいたします。 議案第４５号「令和元年度筑前町一般会計補正予算（第６号）について」令和元年度筑前町一般会計補正予算（第６号）を別冊のとおり提出する。本日付け、町長名でございます。 別冊の令和元年度一般会計補正予算（第６号）をお願いいたします。 １ページです。 令和元年度筑前町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億７,５０４万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３０億６２０万４,０００円とするものです。 第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。 ４ページの第２表、地方債補正をお願いいたします。 災害復旧事業債の限度額を１億４,４７０万円から２億８,３９０万円に増額をするものです。 それでは、歳出のほうから説明をいたします。 ８ページをお願いします。 今回の補正予算につきましては、７月２１日の豪雨により発生をいたしました災害復旧の予算となっております。 まず、１０款１項１目現年発生農林水産業施設災害復旧費２億９,９０４万６,０００円の増額です。 ３節職員手当等は、災害復旧に携わる職員の時間外勤務手当と管理職員特別勤務手当となっております。 １５節工事請負費は２億８,５９９万８,０００円の増額です。 ２項１目現年発生道路橋梁災害復旧費１億６,０９９万７,０００円の増額です。 １３節委託料の測量調査委託料が５９９万９,０００円、１５節工事請負費が１億５,４９９万８,０００円の増額です。 ２目現年発生河川災害復旧費は、工事請負費１億１,４９９万８,０００円の増額です。 続きまして、歳入の説明をします。 ７ページをお願いします １３款１項１０目、１節農林水産施設災害復旧費分担金１,７７４万円です。農地及び農業用施設災害復旧の受益者分担金となります。 １５款１項１０目災害復旧費国庫負担金３億８,２８３万６,０００円の増額です。 １節公共土木施設災害復旧費負担金は１億５,５４１万１,０００円、３節農林水産業施設災害復旧費負担金は２億２,７４２万５,０００円です。 １９款２項１目、１節財政調整基金繰入金は３,５２６万５,０００円の増額です。

	22款1項10目災害復旧費1億3,920万円の増額です。 1節公共土木施設災害復旧債が1億1,450万円、2節農林水産施設災害復旧債が2,470万円です。 一般会計補正予算（第6号）の説明につきましては以上となりますが、7月の豪雨災害復旧にかかわる予算は、補正予算（第4号）の1億4,200万円と、今回の補正予算（第6号）の5億7,504万1,000円の合計で7億1,704万1,000円となっているところでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから議案第45号「令和元年度筑前町一般会計補正予算（第6号）について」を、採決します。 議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第17～ 日程第23	
議 長	会議規則第35条の規定により、日程第17から日程第23までを一括議題とします。 一括議題とした日程第17 認定第1号から日程第23 認定第7号までについて、決算審査特別委員長の報告を求めます。 横山委員長
横山委員長	決算審査特別委員長として、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。 本会議で一括議題として付託されました認定第1号から認定第7号は、9月11日から13日の3日間慎重に審査した結果、本委員会は、お手元にお配りしました委員会審査報告書のとおり認定すべきものと決定しましたので、会議規則第75条の規定によって報告します。 町長はじめ執行部におかれましては、審査の過程で委員から出された意見、要望、また監査委員の指摘事項に十分留意され、町財政の健全と住民福祉の向上に向けて、引き続き努力されることを要望いたしまして、決算特別委員会の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 一括議題とした認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告は、認定するものです。 質疑につきましては、決算審査特別委員会において詳細な質疑をさせていただいておりますので、質疑を省略します。 これから、討論を行います。 認定第1号「平成30年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。

	河内議員
河内議員	平成30年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。 任意団体の1つにすぎない部落解放同盟への600万円を超える補助金は、筑紫野市を上回るものであり、財政規模から言っても到底、納得できるものではありません。他の任意団体、町民の皆さんの理解を得ることは困難と考えます。 また、補助金の削減についても、何ら協議もされていません。 さらに2億円を超える不用額はあまりに大きいと思います。自治体の本旨である町民福祉の向上のため使うべきだったと考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 深野良二議員
深野議員	賛成の立場で討論いたします。 この団体はそれぞれに目的を持って設置されまして、公共の福祉あるいは差別撤廃に資する活動をされています。それらは地域的な特徴もあり、一概に他の自治体との比較できるものではないと考えます。 補助金交付に関しましては、事業実施状況や運営状況等の審査や会計処理の指導など適正に実施されていると認められます。 また、会計全般について、平成30年度決算審査特別委員会において、審議、承認がなされております。 よって、賛成を表明いたします。
議 長	他に討論ございませんか。 討論なしと認めます。 これから認定第1号「平成30年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。 認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は、認定することに決定いたしました。
議 長	次に、認定第2号「平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。 まず、原案に反対の発言を許します。 河内議員
河内議員	平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。 高齢低所得者の加入が多い国民健康保険の保険税は均等割があるため、家族が多いと中小企業の労働者が加入する協会健保の2倍にも高くなります。全国どこでも高すぎる国民健康保険税に住民は悲鳴を上げています。 2014年に全国知事会が国保料を協会健保並みに引き下げるために1兆円の公費負担増を要望し、ようやく昨年、2018年度から3,400億円の公費負担が増えましたが、それでも現状を改めることができず、更なる値上げが続いています。 国に全国自治体の要求実現を引き続き、求めていくことはもちろんですが、実現を見るまでは保険税の引き上げではなく、自由に使える16億円を超える財政調整基金を町民のために使うべきではないでしょうか。 2億円を超える未納金の解消はもちろんですが、抜本的な保険税引き下げを実現することこそ住民の命と暮らしを守り収納対策にもなると考えます。

	よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 木村博文議員
木村博文議員	賛成の立場から討論いたします。 国民健康保険事業は、制度自体が構造的な問題を抱える中で、被保険者は年々減少、医療費は増収しております。平成30年度から始まった県主体となる国保制度改革の後、初の決算となり、赤字決算が続いていた本町国保財政状況は、これまでの1億円に至らない法定外繰入金で対応し、これまでの取り組みと制度改革により6年ぶりの黒字決算となっております。 また、本町議会からも国に対して財政支援の要望を行いましたが、全国知事会をはじめ関係機関においても国保会計での財政支援について、国の責任において実施するよう要望活動も継続されております。 さらに本町では、安定的に継続した国保財政運営にも取り組んでおり、特定健診事業をはじめ重症化予防対策と医療費抑制を図る取り組みにも継続的に努めていることから、賛成の意思を表明し、討論といたします。
議 長	他に討論はありませんか。 これで討論を終わります。 これから認定第2号「平成30年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。 認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は、認定することに決定いたしました。
議 長	次に、認定第3号「平成30年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	平成30年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。 後期高齢者医療制度の軽減する特例措置が廃止されれば、低所得者層にとっては大変な負担増になります。保険証が本人に届いていない方がいることも大問題だと思います。 また、75歳という年齢だけで医療を差別する後期高齢者医療制度そのものに反対であり、1日も早く元の老人保健制度に戻すべきと考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、賛成者の発言を許します。 山本久矢議員
山本久矢議員	賛成の立場から討論いたします。 後期高齢者被保険者1人当たり医療費は、全国的に福岡県は16年連続で第1位という中で、本町は平成27年度から県内で10位以内が続いているという高い水準にあります。 このような中で広域連合と連携しながら医療費抑制対策含め適正に業務を遂行し、75歳以上の高齢者の方々の心身の特性に応じた医療を提供していることから、賛成の意思を表明し、討論といたします。
議 長	他に討論ございませんか。 これで討論を終わります。

	これから認定第3号「平成30年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。 認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は、認定することに決定いたしました。
議 長	次に、認定第4号「平成30年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから認定第4号「平成30年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。 認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は、認定することに決定いたしました。
議 長	次に、認定第5号「平成30年度筑前町下水道事業会計決算の認定について」、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、認定第5号「平成30年度筑前町下水道事業会計決算の認定について」を、採決します。 認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、認定することに決定いたしました。
議 長	次に、認定第6号「平成30年度筑前町水道事業会計決算の認定について」、討論を行います。 討論はございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから認定第6号「平成30年度筑前町水道事業会計決算の認定について」を、採決します。 認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、認定することに決定いたしました。
議 長	次に、認定第7号「平成30年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。 討論はございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから認定第7号「平成30年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決します。

	認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、認定することに決定いたしました。
日程第24	
議 長	日程第24 請願第3号『「少人数学級推進などの定数の改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書』及び発議第5号『「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書』を、一括議題とします。 本件について、文教厚生常任委員長の報告、並びに関連して発議第5号の説明を求めます。 深野良二文教厚生常任委員長
文教厚生常任委員長	それでは報告いたします。 定例会初日の9月3日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第3号につきまして、9月9日に委員会を開催し、審議をいたしました。その審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。 請願第3号の結果は、お手元配布の委員会審査報告書のとおり、採択であります。 採択について、挙手による採択を行い、挙手全員により採択と決しました。 これにより本請願は、意見書提出を願意としていることから、発議第5号を提出いたします。 議会提出議案書の3ページをお開きください。 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。 提出者 深野良二。 賛成者 寺原裕明議員、柳雅明議員です。 提出の理由、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。 上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由です。 4ページをご覧ください。 意見書の内容はお手元に配布したとおりです。 きめ細やかな学習指導やいじめなどの課題解決、教職員の長時間労働の是正には、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要であり、国庫負担拡充を求める内容でございます。 全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。
議 長	報告並びに発議の説明が終わりました。 これから委員長報告に対する質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)

議 長	討論なしと認めます。 次に、発議第５号について、先議いたします。 お諮りします。 これから『「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１の復元」を求める意見書』を、採決します。 発議第５号は、採択することに賛成の方、挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は採択することに決定いたしました。 発議第５号については、地方自治法第９９条の規定により、関係行政庁に意見書を提出します。 なお、請願第３号『「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１の復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書』は、採択すべきものとみなします。
日程第２５	
議 長	日程第２５ 発議第６号「天皇陛下御即位奉祝の賀詞決議について」を、議題とします。 議案の提案理由の説明を提出者に求めます。 木村博文議員
木村博文議員	それではただ今から、発議第６号の提案理由の説明いたします。 議会提出議案書の６ページをお開きください。 発議第６号「天皇陛下御即位奉祝の賀詞決議について」 上記の議案を別紙のとおり、筑前町議会会議規則第１３条第１項の規定により提出いたします。 提出者 木村博文、賛成者は、横山善美議員、山本久矢議員であります。 提出の理由、天皇陛下御即位にあたり慶祝の意を表するため、賀詞を奉呈する決議をしようとするものである。 これが本案提出の理由であります。 続けて７ページをお願いします。 提出する賀詞を朗読いたします。 天皇陛下におかせられましたは、御即位されましたことは誠に慶賀に堪えないところであります。 天皇皇后両陛下がご清祥であられ、令和の時代が平和で希望に満ちあふれた時代となりますことを、心からお祈り申し上げます。 ここに筑前町議会は、町民とともに謹んで慶祝の意を表します。 令和元年９月１７日、筑前町議会。 以上、提出したいと思いますので、議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 河内議員
河内議員	賀詞の決議について、賛成の立場から討論します。

	私たち日本共産党は、憲法の全条項を守る立場から、天皇の代替わりに伴う一連の儀式にあたって、憲法の原則、特に国民主権と政教分離の原則を厳格に守るべきという立場で日々活動しています。 即位の礼、大嘗祭、即位後朝見の儀、剣璽等承継の儀等は、明治憲法下でつくられた天皇代替わり儀式をそのまま踏襲するもので、日本国憲法の原則とは相いれないものであることを申し述べ、賀詞については賛成を表明し、討論とします。
議 長	他にございませんか。 これで討論を終わります。 これから発議第6号「天皇陛下御即位奉祝の賀詞決議について」を、採決します。 発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第26	
議 長	日程第26 発議第7号「議員派遣の件について」を、議題とします。 筑前町議会会議規則第126条の規定により、お手元にお配りしておりますように、議員を派遣したいと思います。 お諮りします。 「議員派遣の件について」は、決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、発議第7号は、お手元にお配りしたとおり、派遣することに決定いたしました。
日程第27	
議 長	日程第27 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
日程第28	
議 長	日程第28 「常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員委員長から、所掌事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「所掌事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会	
議 長	これで、本日の会議は全部終了します。 町長、お願いいたします。
町 長	閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 平成30年度筑前町の全会計の決算認定をはじめ、現年発生災害対応等の令和元年度補正予算、すべて承認、可決いただきました。ありがとうございます。 特に補正予算につきましては、今までの既決予算と合わせまして、順次執行してまいります。 なお、今定例会会期中に、官報により、今回の災害は、激甚災害認定の公示がなされ、本町も激甚災害指定が決定となりました。このことにより町負担が軽減されたことをありがたく思うところであります。 しかしながら、設計委託料や人件費、町費負担金等は、例年にない多額の町費が必要となります。 さらに決算数値は、本年度は昨年に比し改善いたしましたが、監査委員さらに決算委員会等の意見を受け、要因を認識し、健全財政を前提としながら、地域振興、福祉、教育の充実に努めていく所存でございます。 住民、議会、行政の協働によって、筑前町の更なる発展となりますよう努力することを確認し合い、本定例会のお礼とさせていただきます。 お疲れさまでした。ありがとうございました。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 令和元年第3回筑前町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。 (15:18)
	会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議 長 田中政浩 7番 議 員 田口讓司 8番 議 員 山本一洋